

鹿児島労基

定価 150円(会員の購読料は会費の中に含む)

発行所 公益社団法人鹿児島県労働基準協会
 発行者 鹿児島市新屋敷町16の16
 編集者 電話099(226)3621 FAX 099(226)3622
 URL <http://www.kakikyo.or.jp>
 印刷所 鹿児島市上荒田町 株式会社朝日印刷

2016年(平成28年) September 9月号

平成28年度全国労働衛生週間実施要綱について



花尾神社祭り（鹿児島市）【写真提供者：村山 隆 氏】

目次 CONTENTS

さくらじま	1
平成28年度全国労働衛生週間実施要綱について	2～4
平成28年度全国労働衛生週間説明会日程について	4
平成28年度全国労働衛生週間説明会のご案内	5
平成28年上半年的一般労働条件相談状況について	6
労務管理あれこれ	
～休憩時間中の電話取扱を強制できないか～	7
ポータルサイト「確かめよう 労働条件」について	8
平成27年度	
脳・心臓疾患及び精神障害等の労災補償状況について	9

さくらじま

歌舞伎俳優の妻が乳がんで治療しているとの報道で、若い女性を中心にはん検診や人間ドックを受ける人が増えているらしい。中高年だけでなく、若者が健康に关心を持つのは喜ばしい。

自身も40歳を境に、毎年人間ドックを受診しているが、その日が近づくと憂鬱になる。日頃の不摂生を後悔し、とりあえず人間ドックの2～3日前から野菜中心の食事を心掛けるが、今年は何処か「がん」が見つかるのではないかと不安になる。当日は朝から水もお茶も飲めず、昼食は何を食べよう

介護と「働く人」のメンタルヘルス	10
正社員以外の従業員にも財形貯蓄を導入しませんか？	11
「くるみん認定企業（2回目）」のご紹介！	11
障害者の募集・採用について（お願い）	12
平成28年業種別死傷災害発生状況（7月末速報値）	12
全登協大会 優良賞受賞のご紹介	13
教習所だより ～まずは資格取得～	13
建設業の皆さんへ 就用管理研修会のご案内	14～15
平成28年10月の講習開催のご案内	16

かと考えながら検査を待つ。検査は繊々と進み余裕も有るが、最後の診断結果は医者から何を宣告されるか、ハラハラ・ドキドキで診察室へ入室する。「良かった」今年もたいした異常は無かった。急に晴れやかな気分になる。

診断前の不安を忘れたかのように、翌日からはいつもの不摂生の始まりである。毎年この繰り返しだ。

定年退職も近づき、これからのお老後を考える時、「夫婦仲良く健康で」と言われるが、妻と一緒に人間ドックや、認知症予防も兼ねて脳ドックを受けるのも有りかなと思ってしまう。

平成28年度全国労働衛生週間

平成28年度全国労働衛生週間実施要綱

1. 趣旨

全国労働衛生週間は、昭和25年の第1回実施以来、今年で第67回を迎える。この間、全国労働衛生週間は、国民の労働衛生に関する意識を高揚させ、事業場における自主的労働衛生管理活動を通じた労働者の健康確保に大きな役割を果たしてきたところである。

労働者の健康を巡る状況を見ると、平成27年度の脳・心臓疾患の労災支給決定件数が251人、精神障害の労災支給決定件数が472人となっていること、勤務問題を原因・動機の一つとしている自殺者が約2,200人いること、近年我が国において過労死等が多発し大きな社会問題となっていることなど、職場におけるメンタルヘルス対策や過重労働による健康障害防止対策は重要な課題となっている。

また、業務上疾病の被災者は長期的に減少し、平成27年は前年から47人減少して7,368人となった。疾病別では腰痛が74人減少したものの、4,550人と依然として全体の6割を超える。業種別では社会福祉施設が最も多くなっている。一方、熱中症については、前年から41人増加して464人となり、近年400～500人台で高止まりの状態にある。

さらに、化学物質による疾病は溶剤、薬品等による薬傷・やけど等が多く、また、特定化学物質障害予防規則等の対象となっていない化学物質を原因とするがんなどの遅発性の疾病による労災事案の発生等の新たな問題も生じている。

このような状況を踏まえ、平成26年6月に公布された改正労働安全衛生法により、①ストレスチェック制度の創設によるメンタルヘルス対策のより一層の充実、②表示義務の対象となる化学物質の範囲の拡大と、一定の危険・有害な化学物質に対するリスクアセスメントの実施による化学物質管理、③職場における受動喫煙防止対策等を推進し、業務上疾病の発生を未然防止するための仕組みを充実させたところであり、その確実な履行が必要となっている。

また、平成26年11月に施行された過労死等防止対策推進法及び「過労死等の防止のための対策に関する大綱」（平成27年7月閣議決定）に基づき、調査研究等、啓発、相談体制の整備等、民間団体の活動に対する支援等の各対策を推進し、過労死等がなく、仕事と生活を調和させ、健康で充実して働き続けることのできる社会の実現に寄与することが求められている。

さらに、「ニッポン一億総活躍プラン」（平成28年6月閣議決定）に基づき、疾病を抱える労働者の治療と職業生活の両立支援対策が求められている。

このような背景を踏まえ、今年度は、

「健康職場 つくる まもるは みんなが主役」をスローガンとして全国労働衛生週間を展開し、事業場における労働衛生意識の高揚を図るとともに、自主的な労働衛生管理活動の一層の促進を図ることとする。

2. スローガン

「健康職場 つくる まもるは みんなが主役」

3. 期間

10月1日から10月7日までとする。

なお、全国労働衛生週間の実効を上げるために、9月1日から9月30日までを準備期間とする。

4. 主唱者

厚生労働省、中央労働災害防止協会

5. 協賛者

建設業労働災害防止協会、陸上貨物運送事業労働災害防止協会、港湾貨物運送事業労働災害防止協会、林業・木材製造業労働災害防止協会

6. 協力者

関係行政機関、地方公共団体、安全衛生関係団体、労働団体及び事業者団体

7. 実施者 各事業場

8. 主唱者、協賛者の実施事項

10(2)の①重点事項も踏まえ、以下の取組を実施する。

- (1) 労働衛生広報資料等の作成、配布を行う。
- (2) 雑誌等を通じて広報を行う。
- (3) 労働衛生講習会等を開催する。
- (4) 事業場の実施事項について指導援助する。
- (5) 改正労働安全衛生法を周知する。
- (6) その他「全国労働衛生週間」にふさわしい行事等を行う。

9. 協力者への依頼

主唱者は、上記8の事項を実施するため、協力者に対し、支援、協力を依頼する。

10. 実施者の実施事項

労働衛生水準のより一層の向上及び労働衛生意識の高揚を図るとともに、自主的な労働衛生管理活動の定着を目指して、各事業場においては、事業者及び労働者が連携・協力しつつ、次の事項を実施する。

- (1) 全国労働衛生週間に実施する事項
 - ア 事業者又は総括安全衛生管理者による職場巡回
 - イ 労働衛生旗の掲揚及びスローガン等の掲示
 - ウ 労働衛生に関する優良職場、功績者等の表彰
 - エ 有害物の漏えい事故、酸素欠乏症等による事故等緊急時の災害を想定した実地訓練等の実施
 - オ 労働衛生に関する講習会・見学会等の開催、作文・写真・標語等の掲示、その他労働衛生の意識高揚のための行事等の実施
- (2) 準備期間中に実施する事項
 - 下記の事項について、日常の労働衛生活動の総点検を行う。
 - ① 重点事項
 - ア 改正労働安全衛生法に関する事項
 - (ア) 平成27年12月1日に施行された改正労働安全衛生法に基づく、ストレスチェック制度の確実

な実施

- (イ) 平成28年6月1日に施行された改正労働安全衛生法に基づく、一定の危険・有害な化学物質(SDS交付義務対象物質)に関するリスクアセスメントの着実な実施
- 製造者・流通業者が化学物質を含む製剤等を出荷する際のラベル表示・安全データシート(SDS)交付の状況の確認
 - 化学物質を含む製剤等を使用する際に、「ラベルでアクション」をキャッチフレーズに、事業者と労働者がラベル表示を見て、SDSの入手状況、危険有害性情報の確認
 - SDSにより把握した危険有害性についてリスクアセスメントの実施とその結果に基づくリスク低減対策の推進
 - ラベルやSDSの内容やリスクアセスメントの結果について労働者に対する教育の推進
- (ウ) 平成27年6月1日に施行された改正労働安全衛生法を踏まえた、職場における受動喫煙防止対策の推進
- 各事業場における現状把握と、それを踏まえ決定する実情に応じた適切な受動喫煙防止対策の実施
 - 受動喫煙の健康への影響に関する理解を図るための教育啓発の実施
 - 支援制度(専門家による技術的な相談支援、たばこ煙の濃度等の測定機器の貸与、喫煙室の設置等に係る費用の助成)の活用
- イ その他の重点事項
- (ア) 疾病を抱える労働者の治療と職業生活の両立支援対策の推進
- 「事業場における治療と職業生活の両立支援のためのガイドライン」(平成28年2月23日付け基発0223第5号、健発0223第3号、職発0223第7号)に基づく以下の事業場環境整備
- 事業者による基本方針等の表明と労働者への周知
 - 研修等による両立支援に関する意識啓発
 - 相談窓口等の明確化
 - 両立支援に活用できる休暇・勤務制度や社内体制の整備
- (イ) 労働者の心の健康の保持増進のための指針等に基づくメンタルヘルス対策の推進
- 事業者によるメンタルヘルスケアを積極的に推進する旨の表明
 - 衛生委員会等における調査審議を踏まえた「心の健康づくり計画」の策定、実施状況の評価及び改善
 - 4つのメンタルヘルスケア(セルフケア、ラインによるケア、事業場内産業保健スタッフ等によるケア、事業場外資源によるケア)の推進に関する教育研修・情報提供
- d. 職場環境等の評価と改善等を通じたメンタルヘルス不調の予防から早期発見・早期対応、職場復帰における支援までの総合的な取組の実施
- e. 自殺予防週間(9月10日～9月16日)等をとらえた職場における自殺対策への積極的な取組の実施
- f. 産業保健総合支援センターにおけるメンタルヘルス対策に関する支援の活用
- (ウ) 過重労働による健康障害防止のための総合対

策の推進

- 時間外・休日労働の削減、年次有給休暇の取得促進及び労働時間等の設定の改善による仕事と生活の調和(ワーク・ライフ・バランス)の推進
 - 健康診断の適切な実施、異常所見者の健康保持に関する医師からの意見聴取及び健康診断実施後の措置の徹底
 - 長時間にわたる時間外・休日労働を行った労働者に対する面接指導等の実施
 - 小規模事業場における面接指導実施に当たっての産業保健総合支援センターの地域窓口の活用
- (エ) 職場における腰痛予防対策指針による腰痛の予防対策の推進
- 腰痛予防対策指針(平成25年6月18日付け基発0618第1号)に係る以下の対策の推進
- リスクアセスメント及びリスク低減対策の実施
 - 作業標準の策定及び腰痛予防に関する労働衛生教育(雇入れ時教育を含む)の実施
 - 社会福祉施設及び医療保健業向けの腰痛予防講習会等を活用した介護・看護作業における腰部に負担の少ない介助法の普及の推進
- (オ) 溶剤、薬品等による薬傷・やけど等の防止
- 化学物質の飛沫等のばく露のおそれがある作業における保護眼鏡の着用の徹底
 - 不浸透性の保護手袋、保護衣等、適切な保護具の選定・着用の徹底
- ② 労働衛生3管理の推進等
- ア 労働衛生管理体制の確立とリスクアセスメントを含む労働安全衛生マネジメントシステムの確立を始めとした労働衛生管理活動の活性化
- (ア) 労働衛生管理活動に関する計画の作成及びその実施、評価、改善
- (イ) 総括安全衛生管理者、産業医、衛生管理者、衛生推進者等の労働衛生管理体制の整備・充実とその職務の明確化及び連携の強化
- (ウ) 衛生委員会の開催と必要な事項の調査審議
- (エ) 危険性又は有害性等の調査及びその結果に基づく必要な措置の推進
- (オ) 現場管理者の職務権限の確立
- (カ) 労働衛生管理に関する規程の点検、整備・充実
- イ 作業環境管理の推進
- (ア) 有害物等を取り扱う事業場における作業環境測定の実施とその結果の周知及びその結果に基づく作業環境の改善
- (イ) 局所排気装置等の適正な設置及び稼働並びに検査及び点検の実施の徹底
- (ウ) 換気、採光、照度、便所等の状態の点検及び改善
- ウ 作業管理の推進
- (ア) 自動化、省力化等による作業負担の軽減の推進
- (イ) 作業管理のための各種作業指針の周知徹底
- (ウ) 適切、有効な保護具等の選択、使用及び保守管理の徹底
- エ 健康管理の推進
- 「職場の健康診断実施強化月間」として、以下の事項を重点的に実施
- (ア) 健康診断の適切な実施、異常所見者の健康保

- 持に関する医師からの意見聴取及び健康診断実施後の措置の徹底
- (イ) 一般健康診断結果に基づく必要な労働者に対する医師又は保健師による保健指導の実施
- (ウ) 高齢者の医療の確保に関する法律に基づく医療保険者が行う特定健診・保健指導との連携
- (エ) 小規模事業場における産業保健総合支援センターの地域窓口の活用
- オ 労働衛生教育の推進
- (ア) 雇入時教育、危険有害業務従事者に対する特別教育等の徹底
- (イ) 衛生管理者、作業主任者等労働衛生管理体制の中核となる者に対する能力向上教育の実施
- カ 心とからだの健康づくりの継続的かつ計画的な実施
- キ 快適職場指針に基づく快適な職場環境の形成の推進
- ク 労働者の治療と職業生活の両立等の支援に係る取組の促進
- ケ 職場における感染症（ウイルス性肝炎、HIV、風しん等）に関する理解と取組の促進
- (③) 作業の特性に応じた事項
- ア 粉じん障害防止対策の徹底
- (ア) 第8次粉じん障害防止総合対策に基づく「粉じん障害防止総合対策推進強化月間」としての次の事項を重点とした取組の推進
- a. アーク溶接作業と岩石等の裁断等作業に係る粉じん障害防止対策
 - b. 金属等の研磨作業等に係る粉じん障害防止対策
 - c. ずい道等建設工事における粉じん障害防止対策
 - d. 離職後の健康管理
- (イ) 改正粉じん障害防止規則に基づく取組の推進
- イ 熱中症予防対策の徹底
- (ア) 暑さ指数(WBGT値)が基準値を超えると予想される場合の、作業時間の見直し及び単独作業の回避
- (イ) 自覚症状の有無に関わらない水分・塩分の摂取
- ウ 電離放射線障害防止対策の徹底
- エ 騒音障害防止のためのガイドラインに基づく騒音障害防止対策の徹底
- オ 振動障害総合対策要綱に基づく振動障害防止対策の徹底
- カ VDT作業における労働衛生管理のためのガイドラインによるVDT作業における労働衛生管理対策の推進
- キ 化学物質による健康障害防止対策等の徹底
- (ア) 化学物質を製造・使用する事業場における漏えい・ばく露防止措置の徹底
- (イ) 有機溶剤を取り扱う作業におけるばく露防止措置の徹底
- (ウ) 建設業、食料品製造業等における一酸化炭素中毒の防止のための換気の徹底
- (エ) 特殊健康診断等による健康管理の徹底
- ク 石綿障害予防対策の徹底
- (ア) 建築物等の解体等の作業における石綿ばく露防止対策の徹底
- (イ) 吹き付け石綿又は石綿含有断熱材等の損傷等による石綿ばく露防止対策の徹底
- (ウ) 石綿製品の全面禁止の徹底

- (エ) 離職後の健康管理の推進
- ケ 酸素欠乏症等の防止対策の推進
- (ア) 酸素欠乏危険場所における作業前の酸素及び硫化水素濃度の測定の徹底
- (イ) 換気の実施、空気呼吸器等の使用等の徹底
- (④) 東日本大震災に関する労働衛生対策の推進
- ア 建築物等の解体作業、がれき処理作業や津波で打ち上げられた船舶の解体における石綿ばく露防止対策、粉じんばく露防止対策、破傷風等感染防止対策等の徹底
- イ 東電福島第一原発における作業や除染作業等に従事する労働者の放射線障害防止対策の徹底
- ウ 平成24年8月10日付け基発0810第1号に基づく東電福島第一原発における事故の教訓を踏まえた対応の徹底
- (⑤) 平成28年熊本地震に関する労働衛生対策の推進
- 建築物等の解体作業やがれき処理作業における石綿ばく露防止対策、粉じんばく露防止対策、破傷風等感染防止対策等の徹底

平成28年度全国労働衛生週間説明会日程表

	日 時	会 場	所在地
鹿児島署管内	9月13日(火) 13時30分～	鹿児島総合卸商業団地 協同組合	鹿児島市卸本町
	9月15日(木) 13時30分～	鹿児島県歴史資料センター 黎明館	鹿児島市城山町
	9月15日(木) 13時30分～	枕崎市市民会館	枕崎市千代田町
	9月20日(火) 13時30分～	南さつま市総合保健福祉センター ふれあいかせだいにしへホール	南さつま市加世田川畑
	9月20日(火) 14時00分～	種子島建設会館	西之表市鴨女町
	9月21日(水) 13時30分～	シーサイドガーデンさのさ	いちき串木野市長崎町
	9月23日(金) 13時30分～	指宿市民会館	指宿市東方
	9月27日(火) 10時00分～	屋久島環境文化村センター	屋久島町宮之浦
	9月12日(月) 14時00分～	出水市音楽ホール	出水市文化町
川内署管内	9月13日(火) 13時30分～	薩摩川内市国際交流センター	薩摩川内市天辰町
	9月8日(木) 14時00分～	鹿屋市中央公民館	鹿屋市北田
鹿屋署管内	9月9日(金) 13時30分～	志布志市文化会館	志布志市志布志町
	9月12日(月) 14時00分～	姶良市文化会館 加音ホール	姶良市加治木町木田
加治木署管内	9月13日(火) 14時00分～	伊佐市文化会館	伊佐市大口鳥巣
	9月5日(月) 13時30分～	奄美振興会館 奄美文化センター	奄美市名瀬長浜町
名瀬署管内	9月6日(火) 13時30分～	瀬戸内建設会館	大島郡瀬戸内町古仁屋
	9月8日(木) 13時30分～	喜界町中央公民館	大島郡喜界町赤連
	9月13日(火) 13時30分～	徳之島建設会館	大島郡徳之島町亀津
	9月28日(水) 10時00分～	和泊町中央公民館	大島郡和泊町和泊
与論署管内	9月29日(木) 10時00分～	与論町中央公民館	大島郡与論町茶花

全国労働衛生週間説明会のご案内（お知らせ）

(公社) 鹿児島県労働基準協会

事業者、安全衛生担当者 様

10月1日から7までの間、第67回全国労働衛生週間が始まります。

当協会では、準備期間中に各地（4ページ日程表参照）で説明会を開催し、鹿児島県における労働衛生の現況、関係統計の情報をお知らせし、労働衛生水準の向上を図ることとしています。多数の参加をお待ちしています。

なお、周知用の用品（ポスター

まわる、周囲を用ひて周辺（マウント）する、放送を放送する、マウント放送

説明会・用品等の問合せ先

最寄りの支部へご連絡願います。

◇鹿児島支部	電話	099-226-7427	FAX	099-226-7429
◇川内支部	電話	0996-25-1377	FAX	0996-25-1377
◇鹿屋支部	電話	0994-40-9055	FAX	0994-40-9056
◇加治木支部	電話	0995-63-1030	FAX	0995-63-1030
◇加世田支部	電話	0993-58-2183	FAX	0993-58-2184
◇志布志支部	電話	099-472-4877	FAX	099-472-4833
◇大島支部	電話	0997-53-5487	FAX	0997-53-6270
◇種子島支部	電話	0997-22-2736	FAX	0997-22-2731

健康職場 つくる まもるは みんなが主役

準備は万全ですか？
労働衛生週間がはじまります！

第67回 労働衛生週間
スローガンのぼり(布)
ポエスティル ハトメ・ヒモ付

申込No.388
2,376円
23×0.7m
NEW!

労働衛生週間のぼり(布)
路 ハトメ・ヒモ付

申込No.389
2,052円
2.3×0.7m

申込No.390
15,120円
6.2×1.3m

労働衛生週間のぼり(耐水用紙)
+ 十月一日～七日

特大 申込No.391
3,089円
1.4m×0.5m
(6.07×0.92分倍)

大 申込No.392
1,859円
1.09m×0.38m

小 申込No.393
185円
0.93m×0.2m
1.09m×0.38m

準備期間・大
申込No.394
185円
0.93m×0.2m

10月1日～7日 準備期間 9月1日～30日

労働衛生週間横幕(布)

申込No.395 2,025円 0.5×2.5m 路 ハトメ・ヒモ付

10月1日～7日 準備期間 9月1日～30日

この度は賛同企業より「スローガン」「ターナー」「ポスター」をお借りいたし、
オフィスに飾りたいトイズです。

労働衛生週間ミニポスターセット [3枚入り] 1,296円 (税込) (384×257mm)

申込No.343 1,296円 (税込) (384×257mm)

NEW!

全国労働衛生週間

ワッペン 5枚付

申込No.396

540円

50×60mm ピニール

20枚まで注文

Hゴム付

労働衛生週間スローガン

申込No.344 1,629円 勝利旗(横幅)

[2枚入り] (2枚組合せ販売)

半額価格でかわいらしい手書き風デザイン

でできます！ごくうれしい！

労働衛生週間のぼり(布)

申込No.345 1,629円 勝利旗(横幅)

[2枚入り] (2枚組合せ販売)

半額価格でかわいらしい手書き風デザイン

でできます！ごくうれしい！

2016年版 働く人の健康のしるべ

中央労働災害防止会議 / 6月1日～7月10日／4色刷

申込No.302 定価 108円

NEW!

自分のストレス状況を知り、解消するためのヒント・ストレスチェック、
正しい生活習慣、上手に遊ぶポイント
や学校始業時の適切な姿勢の方法など。
就寝時間も、主婦の通勤路などを
選ぶ際の参考情報など、さまざまな
情報を収めています。また、毎月の
定期的・積み重ね式の会員登録料も不要。
2016年版「働く人の健康のしるべ」を購入
して社員福利厚生にメッセージを伝えて
みませんか？詳しくHPへ

平成28年度
労働衛生のしおり

NEW!

中央労働災害防止会議 / 6月1日～7月10日／4色刷

申込No.301 定価 648円

平成28年度全国労働衛生週間実施要領、義務化された化学物質のリスクマネジメントシステムの概要といった
新規情報をお伝えし、届け出の労働衛
生対策の理解を深め、さらに労働衛
生上の疾患や障害などの統計データ
、闇営業法、主婦の通勤路などを
取り上げて毎月の会員登録料も不要。
<HP上で先行予約可能>

平成28年上半年相談状況について

鹿児島労働局監督課

鹿児島労働局及び管内の労働基準監督署において受け付けた平成28年上半年の一般労働条件に関する労働相談の件数は、4,709件で、昨年上半期と比較すると216件（4.4%）の減少となりました。

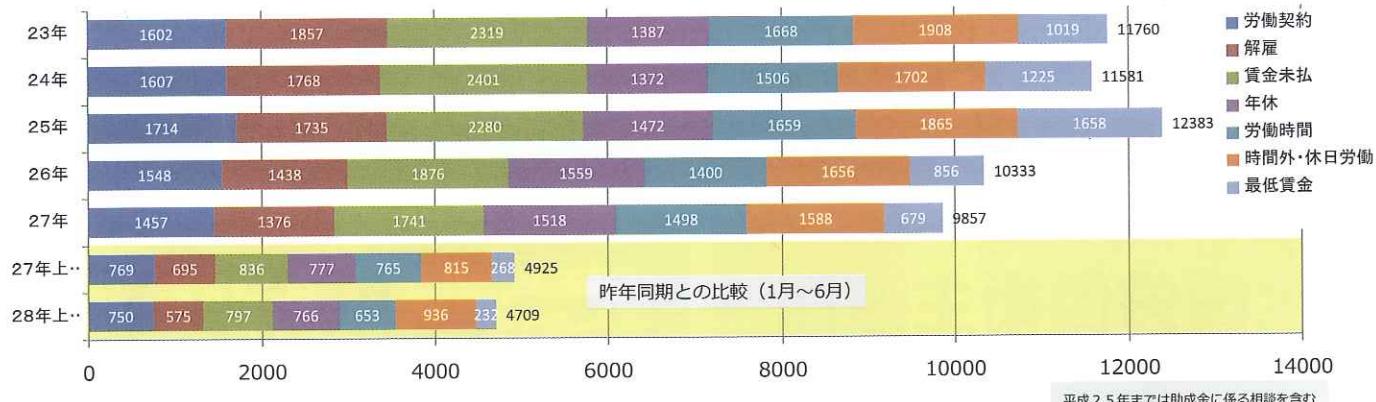
相談内容を昨年と比較すると、7項目中6項目で減少する中、時間外・休日労働に関する項目のみが増加しています。

このため、時間外又は休日に労働をさせる場合は、書面による労使協定（36協定）を締結し、事前に所轄労働基準監督署への届出をお願いします。また、36協定締結の際は、「時間外労働の限度に関する基準」に適合することが必要です。さらに、実際に時間外・休日労働を行わせる場合は、「労働時間適正把握基準」に基づきその時間を適正に把握するようお願いします。

また、その他の項目についても減少したとはいえ、3,773件もの相談が寄せられていることから労働基準法等の規定を確認し遵守していただくようお願いします。

労働相談は、一般労働条件のほか職場の安全・衛生、労災保険等の相談もお受けしております。労務管理上の疑問等がありましたら、お近くの労働基準監督署や鹿児島労働局労働基準部各課・室までお気軽にご相談ください。また、厚生労働省ポータルサイト「確かめよう 労働条件」や当局ホームページ内に「よくあるご質問」コーナー等がありますのでご利用ください。

鹿児島労働局管内の一般労働条件に係る労働相談件数



9月は、職場の健康診断強化月間です

（公社）鹿児島県労働基準協会

労働安全衛生法に基づく 健康診断を実施しましょう

～労働者の健康確保のために～

事業者は、労働安全衛生法第66条に基づき、労働者に対して、医師による健康診断を実施しなければなりません。また、労働者は、事業者が行う健康診断を受けなければなりません。

健康診断の種類

事業者に実施が義務づけられている健康診断には、以下のものがあります。

健康診断の種類	対象となる労働者	実施時期
雇入時の健康診断(安衛則第43条)	常時使用する労働者	雇入れの際
一般 健康 診断	常時使用する労働者(特定業務従事者を除く)	1年以内ごとに1回
	労働安全衛生規則第13条第1項第2号に掲げる業務に常時従事する労働者	左記業務への配置替えの際、6月以内ごとに1回
	海外に6ヶ月以上派遣する労働者	海外に6ヶ月以上派遣する際、帰国後国内業務に就かせる際
	事業に附属する食堂または炊事場における給食の業務に従事する労働者	雇入れの際、配置替えの際

労務管理あれこれ

鹿児島労働局監督課

休憩時間中の電話収受を強制できないか

(Q) 当社は、従業員5人を使用し、食肉加工業を営んでいますが、休憩時間の件で悩みおたずねする次第です。

といいますのは、工場は1階が加工場で2階が事務所となっており、2階の一部を休憩室にあてていますが、事務員がいないものですから、休憩時間中にかかる電話も従業員にとらせていました。ところが、先日、1人の従業員が休憩時間は自由に過ごしていいのだから、電話をとる必要はないといい始めてから、皆がそれに同調し、休憩時間中の電話は誰もがとらなくなり、業務に支障を来たしています。従業員に休憩時間中の電話をとらせるることはできないのでしょうか。

当番制とし労働時間として扱うべき

(A) おたずねにお答えする前に、休憩時間がどうして設けられたかを考えてみましょう。人間は、一定程度作業を継続すると疲労して能率が低下しますが、作業の途中に休憩時間を設けると、疲れが回復し、再び作業の能率は上がることが科学的に証明されています。

この意味から、休日が労働日と労働日の間に設けられた心身のリフレッシュ・タイムであるのに対し、休憩時間は労働時間の間に設けられたリフレッシュ・タイムであるといえましょう。

このように労働基準法第34条は、労働時間が6時間を超える場合は少なくとも45分、8時間を超える場合は少なくとも1時間の休憩時間の付与を義務づけているわけです。

しかし、休日は使用者の直接的な指揮命令から離れているために、その自由利用が完全に保障されているのに対し、休憩時間は労働時間の間にありまだ使用者の支配下にあるため、使用者の不法な業務命令によって、ややもするとその所期の目的が損なわれがちです。

このため、第34条第3項は、「使用者は、第1項の休憩時間を自由に利用させなければならない」と規定し、その目的とする心身のリフレッシュが図れるようにしているわけです。

このようにみてきますと、休憩時間中に電話の収受を行わせることは、その時間について休憩時間を付与していないということになります。たとえば、食事の終わった人が好意で電話を取ってくれるということであれば違法云々ということにはならないでしょうが、たとえただとしても、休憩時間の自由利用の趣旨からすれば決して好ましいものとはいえません。

したがって、電話の収受を業務として命じたいのであれば、これは労働時間として扱うべきであり、一せい休憩の除外許可を得て別途休憩時間を与えることが必要になります。

各種行事・研修会等のご案内

(公社) 鹿児島県労働基準協会
TEL 099-226-3621

各種行事・研修会等のご案内を致します。

詳細は最寄りの支部又は当協会本部までお問い合わせ下さい。

多数の参加をお待ちしています。

名 称	期 日	場 所
建設業を対象とした雇用管理研修（1日コース）※本紙P.14	28年10月6日・13日・27日	鹿児島市他
平成28年度全国労働衛生週間	28年10月1日～10月7日	
第75回全国産業安全衛生大会	28年10月19日～10月21日	宮城県仙台市
安全衛生スタッフ向けリスクアセスメント研修	28年11月8日	鹿児島市
腰痛予防講習会（無料）	29年2月8日	鹿児島市
鹿児島県労働災害防止研修会（無料）	29年2月17日	鹿児島市

※時期がきましたらホームページ、本誌（鹿児島労基）でご案内致します。

ポータルサイト「確かめよう 労働条件」

鹿児島労働局監督課

厚生労働省では、若者の活躍を推進する観点から、過重労働や賃金不払残業など若者の「使い捨て」が疑われる企業等への対応を強化しているところです。

その取組の一環として、労働条件や労務管理上の疑問点を確認していただくための情報を広く発信することを目的としたポータルサイト「確かめよう 労働条件」を開設しています。

あなたの労働条件を専用サイトで、「たしかめよう！」



平成28年度 受動喫煙防止セミナーの開催について

公益社団法人全国労働基準関係団体連合会 鹿児島県支部

- ・受動喫煙の健康への有害性
- ・受動喫煙防止対策の取り組み
- ・受動喫煙にはこんな危険が潜んでいる等についてのセミナーを専門の講師が、全国労働衛生週間説明会後、引き続き講演を行います。

日 時：平成28年9月15日（木）全国労働衛生週間説明会の中で40分程度（14：50～15：30頃）
会 場：歴史資料センター黎明館 講堂（鹿児島市城山町7-2）

※ 参加費等 無料（事前申し込みは必要ございません）
都合により、時間帯は前後する場合がございます。

問合せ先：全基連 鹿児島県支部 TEL099-226-3621（県労働基準協会内）

脳・心臓疾患及び精神障害等（「過労死」等事案）の 労災補償状況（平成27年度）について

鹿児島労働局労災補償課

（1）脳血管疾患及び虚血性心疾患の労災補償状況

	平成25年度		平成26年度		平成27年度	
	請求件数	認定件数	請求件数	認定件数	請求件数	認定件数
全 国	784	306	763	277	795	251
鹿児島	10	7	8	4	8	1

※ 認定件数は当該年度以前に請求されたものを含みます。

- ① 全国の請求件数は795件で前年度に比べ32件増加しており、鹿児島の請求件数は8件で前年度と同じである。
- ② 業種別（全国）では、請求件数は「運輸業、郵便業」（181件）、「卸売業、小売業」（116件）、「建設業」（111件）の順に多く、認定件数は「運輸業、郵便業」（96件）、「卸売業、小売業」（35件）、「製造業」（34件）の順に多い。
- ③ 職種別（全国）では、請求件数は「輸送・機械運転従事者」（161件）、「専門的・技術的職業従事者」（118件）、「販売従事者」（95件）の順に多く、認定件数は「輸送・機械運転従事者」（88件）、「販売従事者」（34件）、「専門的・技術的職業従事者」（33件）の順に多い。
- ④ 年齢別（全国）では、請求件数は「50～59歳」（263件）、「60歳以上」（233件）、「40～49歳」（198件）の順に多く、認定件数は「50～59歳」（91件）、「40～49歳」（80件）、「60歳以上」（38件）の順に多い。

（2）精神障害等の労災補償状況

	平成25年度		平成26年度		平成27年度	
	請求件数	認定件数	請求件数	認定件数	請求件数	認定件数
全 国	1,409	436	1,456	497	1,515	472
	177	63	213	99	199	93
鹿児島	10	4	16	5	10	4
	2	2	3	2	3	0

※ 各欄下段は自殺者数で内数

※ 認定件数は当該年度以前に請求されたものを含みます。

- ① 全国の請求件数は1,515件で前年度に比べ59件増加しており、鹿児島の請求件数は10件で前年度に比べ6件減少した。
- ② 業種別（全国）では、請求件数は「製造業」（262件）、「医療、福祉」（254件）、「卸売業、小売業」（223件）の順に多く、認定件数は「製造業」（71件）、「卸売業、小売業」（65件）、「運輸業、郵便業」（57件）の順に多い。
- ③ 職種別（全国）では、請求件数は「事務従事者」（362件）、「専門的・技術的職業従事者」（325件）、「サービス職業従事者」（183件）の順に多く、認定件数は「専門的・技術的職業従事者」（114件）、「事務従事者」（93件）、「サービス職業従事者」（53件）の順に多い。
- ④ 年齢別（全国）では、請求件数は「40～49歳」（459件）、「30～39歳」（419件）、「50～59歳」（287件）、認定件数は「40～49歳」（147件）、「30～39歳」（137件）、「20～29歳」（87件）の順に多い。
- ⑤ 出来事別の認定件数は「仕事内容・仕事量の（大きな）変化を生じさせる出来事があった」（75件）、「（ひどい）嫌がらせ、いじめ、又は暴行を受けた」（60件）の順に多い。

介護と「働く人」のメンタルヘルス

鹿児島産業保健総合支援センター産業保健相談員 長友 医繼

「働く人」となり20年ほどたつと、親は老年期を迎えます。大方はまだまだお元気でしょうが、中には体調を崩される親もおられ、介護に直面せざるを得なくなる「働く人」も少なからずおられます。さらに最近は晩婚化から育児も加わり、いわゆる「ダブルケア」に追い込まれる「働く人」もいます。そのため、やむなく離職・転職する「働く人」が増えてきています。ある調査によると、介護のために仕事を辞めようと思ったことのある40歳以上の「働く人」は3割を超えていたといいます。介護を原因に退職することは、「働く人」本人の損失は当然ですが、会社の損失（優秀な人材の損失、企業活力の減退）、さらには国の損失（社会保険料や税金の収入減、社会全体の活力の衰退）にもなります。

国は一億総活躍社会を目指し、その施策のなかで「介護離職ゼロ」を目標のひとつにしています。これまでも介護休業法があり、平成28年度からは企業への介護支援取組助成金の支給も始まりました。それにもかかわらず、親の介護の問題は、「働く人」にとって深刻な問題です。

「働く人」のストレス要因の主なものは仕事上の問題で、職場の人間関係、仕事の量・質、会社の将来性などですが、当然仕事以外の要因もあり、そのひとつが家族の介護です。そして、それによって生じる典型的なメンタルヘルス不調がいわゆる「介護うつ」で、一般のうつの3倍程度の発症頻度があります。

うつ病には、気分・感情の異常（気分の抑うつ）、思考の異常（考えがまとまらない、集中できない、判断力・決断力が鈍る）、意欲・行動の異常（行動量の低下、表情・身振りの減少、生気に乏しい）などの精神症状とともに睡眠障害（入眠・熟睡障害、早朝覚醒）、食欲減退、性欲減退、頭痛を始めとする身体の痛み、動悸などの身体症状がみられます。そのため、うつ病を発症すると、精

神症状より身体症状にとらわれてしまうため、生活習慣病などの身体疾患を心配しがちで、メンタルヘルス不調には気づきにくい傾向があります。さらに、「介護うつ」が高じると、自殺の危険性も高まり、毎年300人前後の人人が自死されています。

一方、介護疲れが要介護者の虐待につながることもあります。虐待者は息子や夫に多く、両者で60%ほどです。また、虐待の種類としては、身体的虐待、暴言や無視などの心理的虐待、介護・世話の放棄・放任（ネグレクト）、性的虐待、貯金の使い込みなどの経済的虐待がありますが、身体的虐待が過半数を占めます。さらに、介護疲れが高じますと、憤怒、恨みの感情がわき、介護殺人のおそれがでてきます。毎年、20件を超える事件が発生しており、加害者は夫、息子が、被害者は妻、母が多いようです。

「働く人」が介護に直面したときは、まず介護者である「働く人」自身の人生を第一に考えましょう。そして、職場にはどんな制度があるのかを知り、理解ある職場なら報告や相談は早めに行うと良いでしょう。どうしても離職せざるを得ない場合は、転職先を決めてからにしましょう。

介護費用はなるべく要介護者の「財布」から払うこととし、どんな介護が必要か、まずは地域包括支援センターに相談しましょう。同センターでは、地域の高齢者がいつまでも住み慣れた地域で安心して生活することができるよう、介護の専門職（保健師、社会福祉士、主任介護支援専門員など）が相談にのってくれます。そして、公的な福祉サービスや利用できる民間サービスを把握するとともに、ひとりで悩まず、介護者支援団体などで経験者の体験談から介護のヒントを見つけていきましょう。

正社員以外の従業員にも財形貯蓄を導入しませんか？

鹿児島労働局雇用環境・均等室

財形貯蓄は、従業員の資産づくりを事業主と国が支援する制度です。延べ利用者数は845万人を超えていましたが、正社員がその多くを占めています。

その一方で、現在、パートやアルバイトなどの正社員ではない従業員の割合は増え続けています。これらの方々が高いモチベーションを持ち、いきいきと働く環境整備を行うことはとても重要です。また、近年は正社員以外の方の待遇に関する法制も設けられています。こうした背景から、福利厚生制度も、正社員以外の従業員の納得感が得られることに配慮しながら実施することが望ましくなってきています。

財形貯蓄は正社員以外の方が利用することも可能な制度です。社内規程などの見直しを行い、対象を広げませんか？

事業主の皆さまへ

正社員以外の従業員にも 財形貯蓄を導入しませんか？

財形貯蓄は、正社員以外の方が利用することも可能な制度です。

正社員以外にも財形貯蓄の対象を広げた場合、次の3つのメリットがあります

- その1** 福利厚生が充実することで、職場への定着率が上がり、よりよい人材確保につながります。
- その2** 正社員の方と同じような待遇とすることで、納得感が得られ、モチベーションの向上につながります。
- その3** 資産形成を進めることで、正社員以外の方にも、より安心して働き続けてもらえることが期待されます。

制度のご相談、お問い合わせは、
財形貯蓄の取扱いのある金融機関までお願いします。

厚生労働省
鹿児島労働局 雇用環境・均等室

「くるみん認定企業(2回目)」のご紹介!

鹿児島労働局雇用環境・均等室

〈平成28年6月15日認定〉

斯文堂株式会社（鹿児島市）



認定マーク「くるみん」

次世代育成支援対策推進法（以下「次世代法」）に基づき、行動計画に定めた目標を達成するなどの要件を満たした場合、申請を行うことにより、審査の結果、子育てサポート企業として認定（くるみん認定）を受けることができます。今般、上記企業が2回目の認定を受けました。

鹿児島労働局では、取得を目指して取り組む企業を応援していますので、ご相談ください。

*くるみん・プラチナくるみん認定企業の取組は、鹿児島労働局ホームページに掲載しています。

*次世代法関係のお問合せは、鹿児島労働局雇用環境・均等室（099-222-8446）へ

次世代法関連HP→<http://www.mhlw.go.jp/general/seido/koyou/jisedai/>

*鹿児島労基8月号P 9 「両立支援等助成金のご案内」中の「介護支援取組助成金」の支給要件の訂正について

支給要領の改正（H28.6.24）に伴い、取組が2項目追加され、「労働者の仕事と介護の両立に関する取組として、厚生労働省の指定する資料に基づき、原則以下の①～⑤の順に全てを行った事業主に支給する。」に変更になりました。

①労働者の仕事と介護の両立に関する実態把握（社内アンケート）②制度設計・見直し（就業規則の整備）③介護に直面する前の労働者への支援（社内研修の実施及びリーフレットの配布）④介護に直面したとき労働者への支援措置（仕事と介護の両立に関する相談窓口の設置及び周知）⑤働き方改革（年休取得促進・残業縮減）

詳細は、鹿児島労働局雇用均等室（099-222-8446）へ

（雇用環境・均等室）

障害者の募集・採用について（お願い）

鹿児島労働局職業対策課

障害者雇用にあたっては、一般的の採用計画とは異なって、障害別（身体、知的、精神等）にそれぞれの特性に応じた職種とその配員を考える必要があります。どの職種にどの障害者を何人採用しようというおおよその計画を立てることになります。

配属する職場で、身体障害者を想定していれば障害の部位によっては事前に準備しておかなければならない事項もあるので確認が必要です。知的障害者は採用後に育てることを前提とした採用になるためその職場に十分に馴染めるかがキーポイントとなります。精神障害者は一般的には能力的には高いものがありますが、コミュニケーション等に苦手な部分があるため職種への適合性が基準となります。

募集・採用から採用後のさまざまな事項については、障害者であることを理由に、その対象から障害者を排除することや、その条件を障害者に対してのみ不利なものとすることは差別に該当し禁止されています。

また、障害者が面接時までの間の時間的余裕を申し出た場合などは、必要な措置について事業主は障害者と話し合い、合理的配慮を確定し講ずることが必要となります。（合理的配慮の提供義務）

9月は「障害者雇用支援月間」です。事業主は従業員数に対して一定の割合で雇用することが法律で義務づけられています。障害者の雇用を取り巻く環境は依然として厳しい状況が続いているますが、障害者が安定した職業生活を送れるよう皆様のご理解とご協力をお願いします。

県内の雇用失業情勢について

鹿児島労働局職業安定課

【平成28年6月末現在】

県内有効求人倍率 1.04倍（前月比0.04P増）

全国平均有効求人倍率 1.37倍（前月比0.01P増）

県内正社員有効求人倍率 0.62倍（前年同月比0.16P増）

全国正社員有効求人倍率 0.82倍（前年同月比0.12P増）

※本県の雇用情勢は、有効求人倍率が平成3年4月の1.02倍を上回り、昭和38年の統計開始以来過去最高となり、新規及び有効求人数が前年同月を上回るなど、緩やかな改善傾向にありますが、産業によって求人の増減にばらつきがあり、今般の熊本地震の当県の雇用・経済に与える影響も含め、今後の求人・求職の動きに注意が必要と思われます。

各種助成金、活用してみませんか？

鹿児島労働局職業対策課

ハローワークでは雇用に関する各種助成金を取り扱っています。

【職場定着支援助成金】

雇用管理制度の導入等による雇用管理改善を行い、人材の定着・確保に取り組む事業主に対して助成を行っています。

特に介護事業主には、介護労働者の身体的負担軽減となる介護福祉機器導入の経費補助のほか、雇用する全ての介護労働者に適用される賃金制度整備を通じた離職率低下への取組に対しても助成しています。

ご相談や詳細確認は、県内ハローワークまたは鹿児島労働局職業対策課（☎099-219-8712）まで。

平成28年 業種別死傷災害発生状況（7月末）

	平成28年		平成27年		増減数	
	死傷者数	死亡者数	死傷者数	死亡者数	死傷者数	死亡者数
全産業	943	10	810	10	133	-1
1 製造業	183	1	145	2	38	-1
1 食料品製造業	112	1	85	1	27	
4 木材・木製品製造業	12		4		8	
9 窯業土石製品製造業	5		8		-3	
11~12 金属製品製造業	12		9	1	3	-1
13~15 機械器具製造業	15		11		4	
上記以外の製造業	27		28		-1	
2 鉱業	3				3	
3 建設業	150	2	130	3	20	-1
1 上工事業	59	1	42	3	17	-2
2 建築工事業	71	1	72		-1	1
3 その他の建設業	20		16		4	
4 運輸交通業	109		108	1	1	-1
1 鉄道・航空機業	5		5			
2 道路旅客運送業	9		6		3	
3 道路貨物運送業	95		97	1	-2	-1
4 その他の運輸交通業						
5 貨物取扱業	11		12	1	-1	-1
1 陸上貨物取扱業	5		5	1	-1	-1
2 港湾運送業	6		7		-1	
6 農林業	43	2	37	1	6	1
1 農業	18		15		3	
2 林業	25	2	22	1	3	1
7 畜産・水産業	43	1	46	1	-3	
8 商業	120	2	107	1	13	1
1 卸売業	16		9		7	
2 小売業	86	2	86	1		1
3 理美容業			2		-2	
4 その他の商業	18		10		8	
9 金融・広告業	14		6		8	
11 通信業	6		1		5	
12 教育・研究業	8		10		-2	
13 保健衛生業	135		96		39	
1 医療保健業	47		30		17	
2 社会福祉施設	87		63		24	
3 その他の保健衛生業	1		3		-2	
14 接客娯楽業	64		47		17	
1 旅館業	15		12		3	
2 飲食店	28		22		6	
3 その他の接客娯楽業	21		13		8	
上記以外の事業	54	2	65		-11	2
10 映画・演劇業						
15 清掃・と畜業	33		39		-6	
16 官公署	1		1			
17 その他の事業	20	2	25		-5	2
陸上貨物運送事業（4~3・5~1）	100		102	2	-2	-2
第三次産業（8~17）	401	4	332	1	69	3

① 死傷者数は、当月末までに発生した労働災害の被災者を翌月7日締めで集計したもの。

② 死傷者数は、労働者死傷病報告のうち休業見込み日数が4日以上の災害によるもので、死亡者を含みます。

③ 死亡者数は、各労働基準監督署の調査等により把握したもので、労働者死傷病報告が未提出の場合もあります。

④ 陸上貨物運送事業及び第三次産業は、別計。



当協会講師が全登協大会において優良賞を受賞しました

(公社)鹿児島県労働基準協会 鹿児島教習所



優良賞を受賞される和田講師（写真左）

平成28年6月2日、3日の2日間、第35回全国登録教習大会が東京都で開催されました。

この大会は（一社）全国登録教習機関協会の会員が全国各地から一堂に会し、他の登録教習機関との交流や意見交換を図ったり、優良講師の表彰、特別講演や教習機関の事例発表などがあり、会員相互の安全衛生教育の意識高揚などを目的として毎年開催されています。

今回の大会で、当協会で非常勤講師を永年務められた和田耕夫講師がその功績を認められ、優良賞を受賞されました。

和田講師は企業に勤められて定年後、平成17年から本年6月までの約11年間当協会の非常勤講師として、地元鹿児島の後進の育成のためにと、安全衛生教育にご尽力いただきました。

また、企業で培った技術や知識を多く持っており、実体験に基づく災害事例やヒヤリ、ハットを交えた講義は非常に興味深く、受講者からの人気も高い講師でした。

今回の全登協大会で優良賞を受賞したことは和田講師には最高の餞となつたことと思います。

最後に、和田講師に当協会への永年のお力添えに心より感謝するとともに、今後の健康とご健勝を祈念いたします。

教習所だより



↑厳しい暑さの中でも、周囲の方々に負けじと懸命に練習する受講生↓



～まずは資格取得～

8月1日より、夏の日差しが容赦なく照りつける中、フォークリフト運転技能講習を実施しました。

この講習に限ったことではないのですが、受講生の方々からよくこんなお言葉をいただきます。

「初めて乗るんですが大丈夫でしょうか？」

内心複雑なものを抱えつつも、我々は笑顔で「大丈夫ですよ」と答えさせていただいております。そもそも技能講習は初めての方に対する講習のはずなのですが、これも無資格運転が未だ蔓延る現状を物語る一例ではないでしょうか。

ちなみに、今回の講習では女性が2名受講されました。（当然未経験です）

初日の運転の様子を見れば成程、車とは違う動きをするフォークリフトの感覚に苦戦していましたが、練習を重ねるごとに上達し、最終的には周囲の男性陣を焦らせる程でした。

現場で経験して当たり前、練習して当たり前、そんなことはありません。どなたでも気兼ねなく受講していただき、まずは資格取得に努めていただきたいと思います。

まだまだ熱中症等が怖い厳しい暑さが続きます。現場で働く方も、講習を受講する方も、どうか水分・塩分をしっかり摂ってこの夏を乗り切っていただきたいと思います。ご安全に！

曾於地区での講習会のお知らせ

講習名	講習日	受付期間	受講料テキスト代 (消費税込)	科目免除者 又は受講資格
玉掛け技能講習			【全科目者】 会員 22,040円 一般 23,040円	【科目免除者】 ・クレーン・デリック運転士、移動式クレーン運転士、揚貨装置運転士免許所持者 ・床上操作式クレーン運転技能講習修了者 ・小型移動式クレーン運転技能講習修了者
*志布志支部での受付になりますので、直接お問い合わせください。 TEL099-472-4877 FAX099-472-4833	10/18~10/20	9/12~9/16	【科目免除者】 会員 19,880円 一般 20,880円	



雇用管理研修

検索

建設業の皆さんへ

受講料無料

建設業で選任義務のある「雇用管理責任者」のための研修です

雇用管理研修のご案内

主催 (株)労働調査会

協力 公益社団法人 鹿児島県労働基準協会

受講料 無料（テキスト配布）対象者 雇用管理責任者や責任者を補佐する立場の方

「建設労働者雇用支援事業」(厚生労働省職業安定局委託事業)

「建設労働者の雇用の改善等に関する法律」(建設労働者雇用改善法)に基づき、雇用管理研修を無料で行います。

建設労働者雇用改善法では、建設業のすべての事業所に雇用管理責任者の選任を義務づけており、労働者の募集・採用、配置、技能向上及び職業生活上の環境の整備を行うことを努めなければならないとしていますが、多忙な業務の中で知識を得ることは難しく、誤った雇用管理が労働者とのトラブルの原因となっています。

ぜひ、この機会に雇用管理研修を受講いただき、貴社の雇用管理の向上にお役立てください。

雇用管理研修・基礎講習

※研修は1回で修了の内容です。下記いずれかの日程を申込時に選択願います。

日程 (鹿児島会場) 平成28年10月6日(木) 9:00~16:30

定員 50名(先着順)

会場 オロシティーホール 2階中会議室 (〒891-0123 鹿児島県鹿児島市卸本町6-12)

日程 (薩摩川内会場) 平成28年10月13日(木) 9:00~16:30

定員 50名(先着順)

会場 川内建設会館 3階会議室 (〒895-0052 鹿児島県薩摩川内市神田町2-21)

日程 (鹿屋会場) 平成28年10月27日(木) 9:00~16:30

定員 50名(先着順)

会場 鹿屋市中央公民館 第2視聴覚室 (〒893-0007 鹿児島県鹿屋市北田町11103)

研修内容 ※終了後、修了証を交付いたします。

基礎講習

※詳細なカリキュラムは下記特設サイトをご覧ください。

建設業の雇用管理の基礎を確認したい

労働者の募集、雇い入れ、配置から退職に至るまでの雇用管理に必要な知識を習得する。

- ・雇用管理総論・募集・採用・配置
- ・社会保険・雇用保険・就業規則など

その他 テキストは当日配布となります。／昼食は各自ご用意願います。

申込み FAX：裏面の申込書にご記入の上、03-3915-7033まで送信

WEB：特設HP「雇用管理研修」(<http://koyoukanri.chosakai.ne.jp/>)より申込み

【お問い合わせ先】(株)労働調査会 雇用管理研修事業部

〒170-0004 東京都豊島区北大塚2-4-5 TEL: 03-3918-5517 FAX: 03-3915-7033 e-mail: koyoukanri2@chosakai.co.jp

「建設労働者確保育成助成金」：助成対象の要件等は最寄りの都道府県労働局、ハローワーク等へお問い合わせください。

(株)労働調査会 雇用管理研修事業部 行

この用紙に必要事項をご記入の上、FAX:03-3915-7033まで、ご送信ください。

鹿児島県：雇用管理研修申込書

申込日：平成 年 月 日

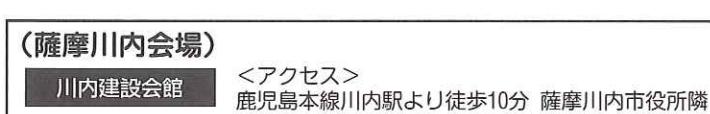
		基礎講習		
申込日 (必須) 申込日に✓を つけてください。	<input type="checkbox"/> (鹿児島会場) 平成28年10月6日(木) 9:00~16:30 (46-1-1) オロシティーホール 2階中会議室 (〒891-0123 鹿児島県鹿児島市卸本町6-12)			
	<input type="checkbox"/> (薩摩川内会場) 平成28年10月13日(木) 9:00~16:30 (46-1-2) 川内建設会館 3階会議室 (〒895-0052 鹿児島県薩摩川内市神田町2-21)			
	<input type="checkbox"/> (鹿屋会場) 平成28年10月27日(木) 9:00~16:30 (46-1-3) 鹿屋市中央公民館 第2視聴覚室 (〒893-0007 鹿児島県鹿屋市北田町11103)			
	D氏名 (修了証記載) (必須)	フリガナ	男・女	生年月日 (修了証記載) (必須)
勤務先 事業所名 (必須)				
所属部署 (必須)		役職		
勤務先住所 (必須)	□□□-□□□□			
電話番号 (必須)	()	FAX	()	
メール アドレス				
所属団体	(例: ●●労働基準協会 ●●支部 → 所属されている団体等がありましたら、ご記入ください)			

※記載された内容については、厳重に管理し、内容確認、各種講習会等に関する情報提供のみに使用し、上記以外の目的で使用いたしません。

*お申込み後、受講券（葉書）がおおむね一週間以上届かない場合は、お手数ですがご連絡願います。

※キャンセルは原則として一週間前までにご連絡ください。(連絡先: 03-3918-5517)

(鹿児島会場)



(鹿屋会場)



【お問い合わせ先】

(2016.8)

(株)労働調査会 雇用管理研修事業部 〒170-0004 東京都豊島区北大塚2-4-5 TEL : 03-3918-5517 FAX : 03-3915-7033

平成28年10月 講習開催のご案内

講習のご案内

鹿児島教習所実施分
所在地：鹿児島市七ツ島1-6-2
※は学科会場がオロシティホールとなります。

問い合わせ・申込書取り寄せ先
TEL099-226-3621 FAX099-226-3622
鹿児島基準協会 [検索]

講習名	講習日	受付期間	受講料テキスト代 (消費税込)	科目免除者 又は受講資格
技能講習	[普通自動車運転免許証写し必要] フォークリフト運転	【全科目者】 10/3～10/7	9/5～9/9	【全科目者】 会員 30,860円 一般 31,860円
		【科目免除者】 10/3～10/4		【科目免除者】 会員 20,060円 一般 21,060円
	小型移動式クレーン運転	10/11～10/13	9/12～9/16	【全科目者】 会員 28,420円 一般 29,420円 【科目免除者】 会員 26,260円 一般 27,260円
	不整地運搬車運転	10/11～10/12	9/12～9/16	【科目免除者】 会員 34,480円 一般 35,480円
	特定化学物質及び四アルキル鉛等作業主任者	10/13～10/14	9/12～9/16	会員 12,824円 一般 13,824円
	酸素欠乏・硫化水素危険作業主任者	10/19～10/21	9/20～9/23	会員 18,440円 一般 19,440円
	※玉掛け	10/24～10/26	9/26～9/30	【全科目者】 会員 22,040円 一般 23,040円 【科目免除者】 会員 19,880円 一般 20,880円
	車両系建設機械運転 (整地・運搬・積込み用及び掘削用)	【全科目者】 10/24～10/28	9/26～9/30	【全科目者】 会員 65,200円 一般 66,200円
		【科目免除者】 10/24～10/25		【科目免除者】 会員 36,040円 一般 37,040円
	[普通自動車運転免許証写し必要] 高所作業車運転	10/31～11/1	10/3～10/7	【全科目者】 会員 30,680円 一般 31,680円 【科目免除者】 会員 29,600円 一般 30,600円
教習	移動式クレーン運転実技教習 (5t以上) [実技免除]	10/17～10/22	9/20～9/23	【全科目者】 会員 89,720円 一般 90,720円 【学科免除者】 79,920円
特別教育	クレーン運転	10/3～10/4	9/5～9/9	会員 16,770円 一般 20,010円
	小型車両系建設機械運転 (整地・運搬・積込み用及び掘削用)	10/17～10/18	9/20～9/23	会員 16,460円 一般 19,700円
	アーケ溶接等	10/31～11/2	10/3～10/7	会員 18,360円 一般 21,600円

<備考>

- 申込者多数の場合、受付期間内でも締め切り又は、講習科目によっては日程を延長し実施する場合があります。
- 詳細につきましては、ホームページをご覧いただくか、案内書をお取り寄せください。
- 建設労働者確保育成金制度の一部が改正されました。講習日の1か月前までに計画届の提出が必要です。
詳しくは、鹿児島労働局職業安定部職業対策課助成金第2係（電話：099-219-5101）までお問い合わせください。

労働災害が多発

—特別期間設定—

特別要請

～鹿児島労働局が労働災害防止対策強化～

平成28年8月23日付鹿児島労働局長より本会長あて労働災害防止活動の取組強化に係る特別要請がなされました。[詳細は鹿児島労働局HP参照]

各職場におかれましては、労働災害防止活動の徹底をお願い致します。

(公社) 鹿児島県労働基準協会

鹿児島労働局労働災害防止対策強化特別期間 — H28.8.15～H28.11.30 —

県内の労働災害による休業4日以上の死傷者数が急増しています【グラフ1】

- 平成28年上半年労働災害による被災者数【グラフ2】

死者数:8人(前年同期と同数)

死傷者数:776人(前年同期より125人・19.2%増加)

- 転倒災害と墜落・転落災害で、全体の約5割を占める【グラフ3】

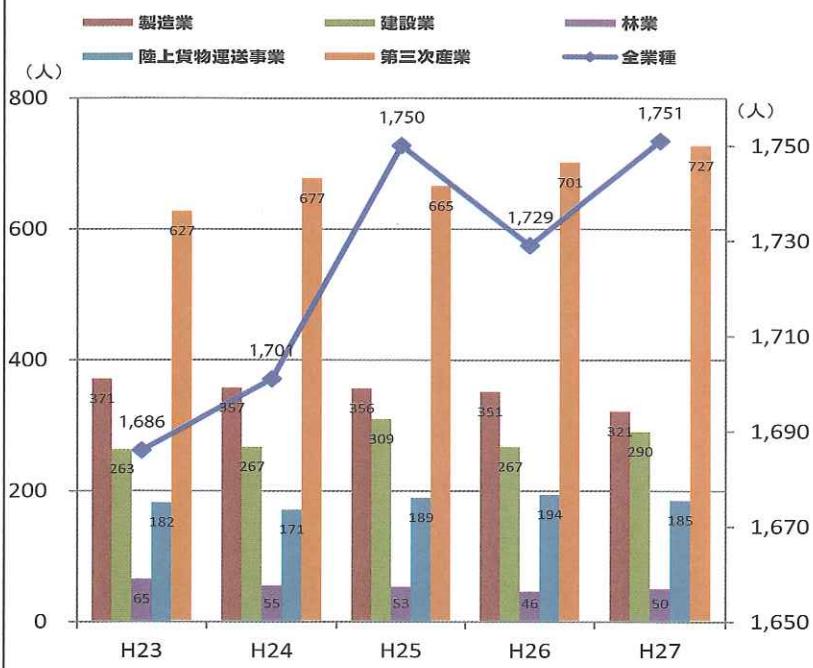
鹿児島労働局は、急増する労働災害の発生に歯止めをかけ、減少に転じさせることを目指し、「鹿児島労働局労働災害防止対策強化特別期間」を設定・展開し、県下の各事業場及び労働者並びに関係団体等に対し労働災害防止への取組の促進を働きかけ、一層の労働災害防止対策の強化を図ることとしています。

労使一体となって、労働災害のない安全・安心な職場の実現のための積極的な取組を一層推進しましょう（「鹿児島労働局労働災害防止対策強化特別期間実施要綱」（裏面参照））。

- ◇ 経営トップによる「安全パトロール」や「安全衛生活動の総点検」を実施しましょう。
- ◇ 職場における安全管理者・安全推進者等の選任など安全管理体制等を整備・確立しましょう。
- ◇ 雇入れ時及び作業変更時の教育を確実に実施しましょう。
- ◇ 職場におけるリスクアセスメントを実施しましょう。 ◇ 熱中症予防対策に取組みましょう。
- ◇ 高年齢労働者の安全作業対策の実施に取組みましょう。

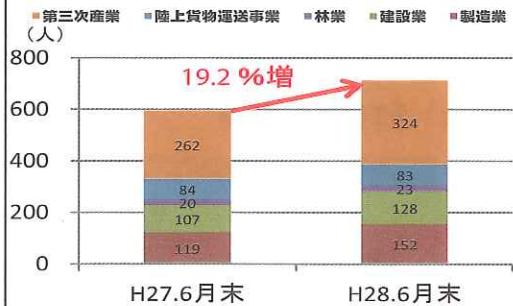
【グラフ1】

«過去5年間の労働災害による休業4日以上の死傷者数»



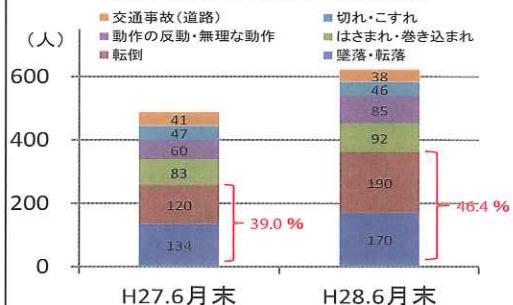
【グラフ2】

«労働災害による休業4日以上の死傷者数»
(業種別・H27とH28の比較)



【グラフ3】

«労働災害による休業4日以上の死傷者数»
(事故の型別・H27とH28の比較)



鹿児島労働局労働災害防止対策強化特別期間実施要綱(抄)

1 趣旨

鹿児島県における労働災害による休業4日以上の死傷者数は、平成27年は過去5年間で最多となる1,751人まで増加し、平成28年上半期（1～6月）時点でも対前年比125人（19.2%）増の776人となっている。また、労働災害による死者数は、平成26年は21人、平成27年は17人と高止まりしている。これらの増加の背景として、人手不足の顕在化、企業における安全衛生管理体制の「ほこりび」や作業の効率性を優先した安全対策の不徹底などの問題のほか、小売業を始めとする第三次産業においては、安全に対する意識が稀薄であることや安全についての研修や教育が的確に実施されていないこと、さらには高年齢労働者数が増加する中、高年齢労働者の加齢による身体機能の低下などを原因とする転倒災害の増加なども要因の一つと考えられる。

このような労働災害の急増を踏まえ、労働災害の発生に歯止めをかけ、減少に転じさせることを目指し、県下の各事業場及び労働者並びに関係団体等に対し労働災害防止対策への重点的な取組の促進を働きかけ、一層の労働災害防止対策の強化を特に図る。

2 実施期間

平成28年8月15日～平成28年11月30日

3 実施者

鹿児島労働局、労働基準監督署

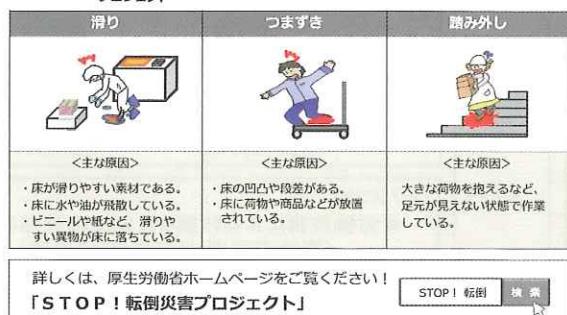
4 実施事項

鹿児島労働局・労働基準監督署

- 労働災害防止団体、関係団体等に対する労働災害防止活動の取組強化に関する特別要請
- 建設現場パトロールの実施
- 社会福祉施設に対する集団指導の実施
- 食料品製造業・陸上貨物運送事業・小売業・社会福祉施設・医療保健業に対する自主点検の実施
- ストップ！転倒災害プロジェクト(*1)の周知・啓発
- 災害多発業種・災害発生事業場に対する監督指導等

(*1) STOP! 転倒災害

プロジェクト



(*2) 4Sとは「整理」「整頓」「清掃」「清潔」のことです、これらを日常的な活動として行うのが4S活動です。



災害防止団体・業界団体等・事業者

【共通】

- 経営トップによる「安全パトロール」、「安全衛生活動の総点検」の実施
- 安全衛生管理体制等の整備・促進
- 雇入れ時・作業変更時教育の実施
- ストップ！転倒災害プロジェクトの取組促進
- リスクアセスメントの実施
- 高年齢労働者対策
- 熱中症対策の実施

【食料品製造業】

- 4S活動(*2)の推進等による転倒、転落災害防止対策の推進
- 食品加工用機械等によるはさまれ・巻き込まれ、切れ・こすれ災害の防止対策の推進

【建設業】

- 足場・梁、はしご・脚立などからの墜落・転落災害防止対策の推進

【伐木作業・かかり木作業時の安全対策の推進】

- 伐木作業・かかり木作業時の安全対策の推進

【林業】

- 伐木作業・かかり木作業時の安全対策の推進

【社会福祉施設・医療保健業】

- 腰痛予防対策

- 4S活動の推進等による転倒、転落災害防止対策の推進

【小売業】

- 4S活動の推進等による転倒、転落災害防止対策の推進